

○海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程 学生選抜規則

平成 12 年 7 月 31 日

海上自衛隊達第 26 号

- 改正 平成12年10月25日 海上自衛隊達第1号〔第1次改正〕
平成13年10月9日 海上自衛隊達第46号〔第2次改正〕
平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部
首席法務官等々の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の
整理に関する達53条による改正〕
平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情
報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関
する達21条による改正〕
平成16年6月23日 海上自衛隊達第16号〔第3次改正〕
平成17年7月21日 海上自衛隊達第32号〔第4次改正〕
平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法
等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛
隊達等の整理に関する達38条による改正〕
平成19年9月6日 海上自衛隊達第32号〔第5次改正〕
平成20年4月30日 海上自衛隊達第36号〔海上自衛隊史
取扱規則等の一部を改正する達第30条による改正〕
平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保
全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1
9条による改正〕
平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文
書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改
正する達第31条による改正〕
平成23年10月28日 海上自衛隊達第28号〔第6次改正〕
平成25年5月16日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊幹
部学校の組織に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛
隊達の整理に関する達3条による改正〕
平成25年12月6日 海上自衛隊達第28号〔第7次改正〕
平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等
の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達36
条による改正〕
平成30年12月19日 海上自衛隊達第29号〔第8次改正〕
令和元年9月6日 海上自衛隊達第12号〔第9次改正〕
令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等
の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達28
条による改正〕

海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第58条の規定に基づき、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜規則を次のように定める。

海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜規則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻課程学生（以下「学生」という。）の選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学生選抜の方法）

第2条 学生選抜の方法は、第1次試験（筆記）及び第2次試験（面接）の結果を基礎とした選考によるものとする。

（海上自衛隊指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜試験委員会）

第3条 学生の選抜試験に係る業務等を実施する機関として、海上自衛隊幹部学校に海上自衛隊指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜試験委員会（以下「選抜試験委員会」という。）を置く。

2 選抜試験委員会は、委員長、副委員長、一般委員、第1次試験官、第2次試験官及び事務局をもって組織する。

3 次の表の左欄に掲げる委員長、副委員長、一般委員、第1次試験官、第2次試験官及び事務局は、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

委員長	海上自衛隊幹部学校長
副委員長	海上幕僚監部人事教育部長海上自衛隊幹部学校副校長
一般委員	海上幕僚監部人事教育部人事計画課長海上幕僚監部人事教育部補任課長海上幕僚監部人事教育部教育課長 海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長
第1次試験官	海上自衛隊幹部学校長が指定する海上自衛隊幹部学校の幹部自衛官 海上自衛隊幹部学校長が試験問題の作成及び答案の審査を委任した部隊及び機関の長並びに当該部隊及び機関の長が指定する当該部隊及び機関の幹部自衛官
第2次試験官	海上幕僚長が指定する1等海佐以上の幹部自衛官 海上自衛隊幹部学校長が指定する海上自衛隊幹部学校の幹部自衛官
事務局	海上自衛隊幹部学校長が指定する海上自衛隊幹部学校の隊員
備考	1 第1次試験官に指定する幹部自衛官は、必要最小限にとどめるものとする。 2 当該部隊及び機関の長は、第1次試験官を指定した場合には、その旨を委員長に通知するものとする。

4 委員長は、海上幕僚長の命を受け、選抜試験委員会を統括する。

5 副委員長は、委員長の命を受け、委員長を補佐する。

- 6 一般委員は、委員長の命を受け、学生選抜に関する全般（選考に関することを除く。）及び学生の選抜試験の実施要領に関する検討を実施する。
- 7 第1次試験官は、委員長の命を受け、第1次試験問題の作成及び答案の審査を実施する。
- 8 第2次試験官は、委員長の命を受け、第2次試験問題の作成及び面接を実施する。
- 9 事務局は、委員長の命を受け、次に掲げる事務を実施する。
- (1) 選抜試験委員会の事務の全般に関すること及び選抜試験委員会の業務に関する資料の整理保管に関すること。
 - (2) 第1次試験実施要領の作成及び送付に関すること並びに第1次試験及び第2次試験の成績に関する資料の整理保管に関すること。
 - (3) 第1次試験結果及び第2次試験結果の海上幕僚長への報告資料の作成に関すること。
- 10 委員長は、年1回を標準として、選抜試験委員会を招集し、その審議を主宰する。

(分科会)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、その都度、選抜試験委員会に分科会を置き、議題に応じ、関係する委員を招集して所要の事項を審議させることができる。

(第1次試験)

第5条 第1次試験は、受験者の知識を検証し、第2次試験受験者を選抜することを目的とし、選抜試験委員会統括の下に第10条に規定する第1次試験実施責任者が行う。

- 2 第1次試験は、次の表の試験科目欄に掲げる試験科目により、幹部中級課程終了程度の術科知識及び幹部の素養として必要な一般教養に関する知識を検証する。試験科目のうち専門課題は、第9条に規定する指揮幕僚課程・幹部専攻科課程選抜試験応募票で選択するものとし、受験者は選択した専門課題で受験しなければならない。

試験科目	試験時間	試験区分	出題の概要等
英語	3時間	共通	TOEICテスト
用兵的事項及び一般素養	6時間		
安全保障及び指揮・統率・管理	6時間		

専門課題	12 時間	選択	専門課題は、次のうちから、一つを選択して受験する。 監理・情報・通信・気象 海洋・船務(航海を含む)・射撃・水雷・機雷 掃海・機関・潜水艦・航空(固定翼)・航空(回転翼)・航空基地運用(航空管制及び地上救難に関する出題のうちから一つを選択)・装備(艦艇)・装備(航空)・経理補給・施設
------	-------	----	---

3 第1次試験は、第10条の表の左欄に掲げる試験地において、毎年1月中旬を基準に実施するものとする。

(第2次試験)

第6条 第2次試験は、学生として十分な資質を備えた者を選抜することを目的とし、選抜試験委員会が行う。

2 第2次試験は、第1次試験受験者のうち、第13条の規定により指名する者に対して、次の表の試験科目欄に掲げる試験科目により、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生又は幹部専攻科課程学生としての適格性並びに将来の伸展性を検証するために面接を行う。

試験科目	面接時間	面接の概要
安全保障	委員長所定	付与課題に対する 答申その他の試問
用 兵		
指揮・統率・管理		

3 第2次試験は、海上自衛隊幹部学校において毎年5月を基準に実施するものとする。

(受験資格者)

第7条 受験資格者は、次の各項に該当する者とする。

2 第1次試験実施の年の4月1日現在において、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢に該当する者。ただし、過去に外国出張、部外研修その他公務上の理由で選抜試験を受験できなかった者(第4号に掲げる者を除く。)は、()内の年齢を適用する。

(1) 一般幹部候補生課程出身者 満39歳未満(満40歳未満)。ただし、海上自衛隊幹部候補生学校入校年の4月1日における年齢が満26歳以上の者(学校

教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院において正規の課程を2年以上修め、修士の学位を受けて入校した者を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年齢を適用する。

ア 入校年齢満26歳 満40歳未満（満41歳未満）

イ 入校年齢満27歳 満41歳未満（満42歳未満）

(2) 飛行幹部候補生課程出身者 満40歳未満（満41歳未満）

(3) 一般幹部候補生（部内）課程出身者 満43歳未満（満44歳未満）

(4) 第1号及び第2号に掲げる者のうち、育児休業又は配偶者同行休業を取得したことにより選抜試験を受験できなかった者 満43歳未満

3 第1次試験実施の年の1月1日において、3等海佐である者又は1等海尉に昇任後4年以上を経過する者

4 次の各号のいずれかに該当し、身体健康、勤務成績が優秀で、術科能力に優れ、部隊等の長が推薦する者

(1) 幹部中級課程修了者

(2) 部隊等の長が、前号に準ずる知識・技能を有すると認める者

5 第1次試験の受験回数が2回以下である者

（学生の選抜試験実施計画）

第8条 学生の選抜試験実施計画は、海上幕僚監部人事教育部長から通知させる。

2 学生の選抜試験実施計画には、次の各号に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 試験期日

(2) 応募手続の日程

(3) その他必要と認めるもの

（応募手続及び受験者名簿）

第9条 別表の左欄に掲げる部隊等について、それぞれ同表の右欄に掲げる所属長は、第1次試験実施の前年10月1日現在、当該部隊等に所属する幹部自衛官のうち第7条の受験資格者に該当し、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程に応募する者について、別紙様式の指揮幕僚課程・幹部専攻科課程選抜試験応募票（以下「応募票」という。）1部を作成し、受験者の写真3枚を添えて、第1次試験実施の前年10月末日までに海上幕僚監部人事教育部長に送付する。

2 海上幕僚幹部人事教育部長は、試験地別及び試験科目「専門課題」別の受験者名簿を、第1次試験実施の前年12月中旬までに海上自衛隊幹部学校長に、試験地別受験者名簿の写しを第1次試験実施責任者に送付する。

3 所属長は、応募票を提出した後、試験地を変更する必要がある場合は第1項の規定を準用し、その都度速やかに通知する。

(第1次試験実施責任者)

第10条 第1次試験を実施するため、次の表の左欄に掲げる試験地ごとに、第1次試験実施責任者1人を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

試験地	第1次試験実施責任者
東京	海上自衛隊幹部学校長
横須賀	横須賀地方総監
厚木	第4航空群司令
下総	海上自衛隊第3術科学学校長
館山	第21航空群司令
呉	呉地方総監
江田島	海上自衛隊第1術科学学校長
岩国	第31航空群司令
徳島	徳島教育航空群司令
小月	小月教育航空群司令
佐世保	佐世保地方総監
鹿屋	第1航空群司令
那覇	第5航空群司令
舞鶴	舞鶴地方総監
大湊	大湊地方総監
八戸	第2航空群司令

(第1次試験実施要領及び第1次試験問題の送付)

第11条 委員長は、第1次試験実施要領を定め、第1次試験期日のおおむね1週間前までに第1次試験実施責任者に送付する。

2 委員長は、第1次試験問題（TOEICテストを除く。）を、第1次試験実施のおおむね1週間前までに第1次試験実施責任者に送付する。

3 TOEICテストは、契約業者から第1次試験実施責任者に送付される。

(第1次試験問題等の取扱い)

第12条 第1次試験問題等の取扱いには十分留意し、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 第1次試験問題（TOEICテストを除く。）は、書留の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条

第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより送達する。ただし、送達することができない場合又は送達することが適当でない場合にあつては、委員長の指定する者が2名1組となって使送する。

(2) 第1次試験実施責任者は、幹部自衛官又は行政職俸給表(一)2級（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）別表に掲げる行政職俸給表(一)2級に対応する各俸給表の職務の級を含む。）以上の事務官等（以下「幹部自衛官等」という。）のうちから、数人の者を第1次試験問題の保管責任者に指定する。

(3) 第1次試験実施責任者は、第1次試験問題を受領後、直ちに封印の状況を確認するとともに、前号により指定した保管責任者に受領部数を確認させ、異常がなければ再度封印し、試験当日まで第1次試験実施責任者の定める文字盤かぎのかかる鋼製の箱に厳正に保管する。

(4) 第1次試験実施責任者は、第1次試験終了後、直ちに試験問題、答案、TOEICテスト問題用紙及びTOEICテスト解答用紙を回収し、それぞれの部数を確認するほか、次に掲げる措置を行う。

ア TOEICテスト問題用紙（未使用のTOEICテスト問題用紙を含む。）、TOEICテスト解答用紙（未使用のTOEICテスト解答用紙を含む。）及びTOEICテストリスニング資材は、その全部を契約業者に返却する。

イ TOEICテストを除く第1次試験問題（未使用の第1次試験問題を含む。）は、1週間以内に裁断により破棄する。

ウ 答案は、第1号の規定に準じて海上自衛隊幹部学校長に送付する。

（第2次試験受験者の指名）

第13条 海上幕僚長は、通常第1次試験実施の年の4月末までに第2次試験受験者を指名し、当該受験者の所属長に通知する。

（第2次試験の実施要領）

第14条 第2次試験の実施要領は、委員長が定める。

（試験結果の報告）

第15条 委員長は、第1次試験終了後、第1次試験実施責任者から送付された答案を審査し、その結果を海上幕僚長に報告する。

2 委員長は、第2次試験終了後、その結果を海上幕僚長に報告する。

（学生予定者の決定・通知）

第16条 海上幕僚長は、第 13 条に定める試験結果の報告を基礎として学生予定者を決定し、通常第 1 次試験実施の年の 11 月中旬までに委員長及び当該学生予定者の所属長に通知する。

(委任規定)

第17条 この達に定めるもののほか、試験事務の細部については、委員長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成12年 7 月31日から施行する。

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、平成12年10月25日から施行する。

附 則〔第 2 次改正による附則〕

この達は、平成13年10月 9 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等々の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年 3 月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成15年 3 月27日から施行する。

附 則〔第 3 次改正による附則〕

この達は、平成16年 6 月23日から施行する。

附 則〔第 4 次改正による附則〕

この達は、平成17年 7 月21日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年 3 月27日から施行する。

附 則〔第 5 次改正による附則〕

この達は、平成19年 9 月 6 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成20年 4 月30日から施行する。

附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、平成23年10月28日から施行する。

附 則〔海上自衛隊幹部学校の組織に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、平成25年12月6日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成31年1月1日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕

(施行期日)

1 この達は、令和元年9月6日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行日前に選抜試験の受験資格を喪失した者については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

所 属 長

部 隊 等	所 属 長
海上幕僚監部	海上幕僚副長(注)、各部長、監察官、首席法務官、主席会計監査官及び首席衛生官
自衛艦隊の司令部及び直轄の各隊(艦)	司令官
護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、教育航空集団の司令部及び直轄の各隊(艦)	各司令官
練習艦隊	司令官
各護衛隊群、海上訓練指導隊群、各航空群、各潜水隊群、掃海隊群、艦隊情報群、海洋業務・対潜支援群、開発隊群、各教育航空群及びシステム通信隊群	各群司令
各地方隊	各地方總監
海上自衛隊警務隊、海上自衛隊潜水医学実験隊、東京音楽隊及び海上自衛隊東京業務隊	各部隊の長
機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	各機関の長
海上自衛隊の学校等の学生	学校等の長

注：海上幕僚副長は、海上幕僚監部副官兼務の者の所属長とする。

別紙様式（第9条関係）

海上幕僚監部人事教育部長 殿

発簡番号

年 月 日

所 属 長 印

指揮幕僚課程・幹部専攻科各課程選抜試験応募票

番号	期別	特技 番号	階級	昇任年月日 幹部番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	所 属 (発令日)	部内 教育	希 望 課程名	希望専門 課題名	過去の 受 検 回 数	希 望 受 検 地	身体 検 査	所 属 長 推 薦 課 程 名 (いずれかに○)	最終学歴 (卒業年月)	備考
					(. .)	(. .)		指・専		回			指・専	(. .)	

- 注：1 期別は、幹候、飛幹候、部内幹候各課程の期別を記入する（例：○○幹候、××飛幹候、△△部内）。
- 2 部内教育は、履修した幹部中級課程名を記入する。
- 3 希望課程名は、特に希望がある場合は「指」及び「専」のうち、いずれかを○で囲み、どちらでもよい場合は「指・専」とする。
- 4 希望専門課題名は、第3条2項に示す専門課題から、いずれかを選択して記入する。
- 5 身体検査は、海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達（昭和43年海上自衛隊達第30号）に定める判定要領による（例：A、B）。
- 6 所属長推薦課程名は、所属長が推薦する課程名（指・専）のいずれかを○で囲む。
- 7 添付する写真は、第1次試験実施の前年の5月1日以降にカラー撮影した縦4cm、横3cmの大きさで、脱帽、上半身正面向き及び背景無地のものとし、裏面に所属、階級及び氏名を記入する。